

Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス利用規約 【現改比較表】 2021年12月22日現在

～2021年12月21日

2021年12月22日～

<p>目次（略）</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（最低利用期間）</p> <p>第9条 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（第4種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを除きます。）には、料金表第1表（料金（付帯サービスに関する料金を除きます。））に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第10条～第15条（略）</p> <p>（付加機能の最低利用期間）</p> <p>第16条 付加機能（ISDNゲートウェイサービス、Skype for Business利用機能、ミーティングコンシェル機能、ポートプラス機能、字幕翻訳機能及び録画機能追加機能を除きます。）には、料金表第1表（料金（付帯サービスに関する料金を除きます。））に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第17条～第34条（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（最低利用期間）</p> <p>第9条 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（第4種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス （PremiumIVに係るものに限ります。） を除きます。）には、料金表第1表（料金（付帯サービスに関する料金を除きます。））に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第10条～第15条（略）</p> <p>（付加機能の最低利用期間）</p> <p>第16条 付加機能（ミーティングコンシェル機能、ポートプラス機能、字幕翻訳機能及び録画機能追加機能を除きます。）には、料金表第1表（料金（付帯サービスに関する料金を除きます。））に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第17条～第34条（略）</p>
---	---

<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第35条 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記4及び当社ウェブサイト (https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html)に定めるところによります。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第35条 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、次に掲げる目的及び別記4及びその他当社ウェブサイト (https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html)に定めるところによります。</p> <p>(1) 本サービスへの契約者等の情報登録及び認証の目的</p> <p>(2) 本サービス内での契約者等への表示の目的</p> <p>2 当社は、次に掲げる個人情報その他当社が定める「プライバシーポリシー」に掲げる個人情報を前項に定める目的のために利用します。</p> <p>(1) メールアドレス</p> <p>(2) 契約者等の表示名</p> <p>(3) Googleアカウント</p> <p>(4) Azure AD</p>
<p>別記1～7 (略)</p>	<p>別記1～7 (略)</p>

8 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供に係る契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) (略)

(2) (略)

(3) [ISDN接続機能に係るもの](#)

事業者の名称	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	総合デジタル通信サービス契約約款

(4) (略)

料金表

通則 (略)

8 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供に係る契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) (略)

(2) (略)

(3) [削除](#)

(4) (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金（付帯サービスに関する料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1) ～(3) (略)	(略)
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 最低利用期間は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービス <u>(2-1 (基本額) に規定する多地点利用 (Flexに係る部分に限ります。))</u> を除きます。) の単位 <u>(2-1 (基本額) に規定するものをいいます。)</u> ごとに適用します。 イ (略)
(5) 付加機能の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合の料金の適用	ア 最低利用期間は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスのテレビ会議利用拠点ごとに適用します。 イ (略)
(6) <u>付加機能(ISDNゲートウェイサービスに係るもの)に限ります。)</u> の料金の適用	ア <u>付加機能(ISDNゲートウェイサービスに係るもの)に限ります。)</u> の料金は、第1表第1(利用料金)2(料金額)2-2(付加機能使用料)ISDNゲートウェイサービスに規定する料金額及び第

第1表 料金（付帯サービスに関する料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1) ～(3) (略)	(略)
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 最低利用期間は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの単位 <u>(2-1-1 (基本額) 及び2-1-2 (加算額) に規定するものをいいます。)</u> ごとに適用します。 イ (略)
(5) 付加機能の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合の料金の適用	ア 最低利用期間は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービス <u>(2-2 (付加機能使用料) に規定する付加機能 (ミーティングコンシェル機能、ポートプラス機能及びOutlook スケジューラ連携機能に限ります) を除きます)</u> のテレビ会議利用拠点ごとに適用します。 イ (略)
(6) <u>削除</u>	<u>削除</u>

	2 (通信に関する料金)に規定する料金額を合算して適用します。		
(7) (略)	(略)	(7) (略)	(略)
(8) 加算額 (Flexに係るものに 限ります。) 及び付加機能 (ISDNゲートウェイサービス 及び字幕翻訳機能に係るもの に限り。) の接続通信時間 の測定等	ア 加算額 (Flexに係るものに限り。) 及び付 加機能 (ISDNゲートウェイサービス及び字幕翻 訳機能に係るものに限り。) の通信の接続通 信時間を測定します。 イ (略)	(8) 付加機能 (字幕翻訳機能に 係るものに限り。) の接続 通信時間の測定等	ア 付加機能 (字幕翻訳機能に係るものに限りま す。) の通信の接続通信時間を測定します。 イ (略)
(9) 加算額 (Flexに係るもの に限り。) 及び付加機能 (ISDNゲートウェイサービス 及び字幕翻訳機能に係るもの に限り。) が当社及び協定 事業者の機器の故障等により 正しく算定することができな かった場合の通話料金の取扱 い	当社及び協定事業者の機器の故障等により正しく 算定することができなかった場合の 加算額 (Flex に係るものに限り。) 及び付加機能 (ISDNゲ ートウェイサービス及び字幕翻訳機能に係るもの に限り。) は次のとおりとします。 ア (略) イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法 により算出した1日平均の通話料金が最低となる 値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、 原則として、次のとおりとします。 (1)過去2か月以上の実績を把握することができる	(9) 付加機能 (字幕翻訳機能に 係るものに限り。) が当社 及び協定事業者の機器の故障 等により正しく算定すること ができなかった場合の通話料 金の取扱い	当社及び協定事業者の機器の故障等により正しく 算定することができなかった場合の付加機能(字幕 翻訳機能に係るものに限り。) は次のとおりと します。 ア (略) イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法 により算出した1日平均の通話料金が最低となる 値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、 原則として、次のとおりとします。 (1)過去2か月以上の実績を把握することができる

場合
機器の故障等により正しく算定することができな
かった日前の実績が把握できる各料金月における
1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できな
かった期間の日数を乗じて得た額
(1)過去2か月間の実績を把握することができない
場合
機器の故障等により正しく算定することができな
かった日前の実績が把握できる期間における1日
平均の通話料金又は故障等の回復後の7日間にお
ける1日平均の通話料金のうち低いほうの値に、算
定できなかった期間の日数を乗じて得た額(1)過去
2か月以上の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができな
かった日前の実績が把握できる各料金月における
1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できな
かった期間の日数を乗じて得た額
(2)過去2か月間の実績を把握することができない
場合
機器の故障等により正しく算定することができな
かった日前の実績が把握できる期間における1日
平均の通話料金又は故障等の回復後の7日間にお
ける1日平均の通話料金のうち低いほうの値に、算

場合
機器の故障等により正しく算定することができな
かった日前の実績が把握できる各料金月における
1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できな
かった期間の日数を乗じて得た額
(2)過去2か月間の実績を把握することができない
場合
機器の故障等により正しく算定することができな
かった日前の実績が把握できる期間における1日
平均の通話料金又は故障等の回復後の7日間にお
ける1日平均の通話料金のうち低いほうの値に、算
定できなかった期間の日数を乗じて得た額

定できなかった期間の日数を乗じて得た額

2 料金額

2-1-1 基本額

区 分		単 位	料 金 額
第 1 種	フレッツ	(略)	(略)
Arcstar Conferen cing テレ ビ会議サ ービス	イーサアクセス	<u>384kb/s の</u>	<u>1 利用端末ごと</u>
		<u>もの</u>	<u>に月額</u>
		<u>96,000円</u>	<u>(105,600円)</u>
		<u>768kb/s の</u>	<u>1 利用端末ごと</u>
		<u>もの</u>	<u>に月額</u>
		<u>120,000円</u>	<u>(132,000円)</u>
		<u>1Mb/s の も</u>	<u>1 利用端末ごと</u>
		<u>の</u>	<u>に月額</u>
		<u>128,000円</u>	<u>(140,800円)</u>
<u>1.2Mb/s の</u>	<u>1 利用端末ごと</u>		
<u>もの</u>	<u>に月額</u>		
<u>136,000円</u>	<u>(149,600円)</u>		
<u>1.6Mb/s の</u>	<u>1 利用端末ごと</u>		
<u>もの</u>	<u>に月額</u>		
<u>154,000円</u>	<u>(169,400円)</u>		
<u>2Mb/s の も</u>	<u>1 利用端末ごと</u>		
<u>の</u>	<u>に月額</u>		
<u>164,000円</u>	<u>(180,400円)</u>		
<u>3Mb/s の も</u>	<u>1 利用端末ごと</u>		
<u>の</u>	<u>に月額</u>		
<u>224,000円</u>	<u>(246,400円)</u>		
<u>4Mb/s の も</u>	<u>1 利用端末ごと</u>		
<u>の</u>	<u>に月額</u>		
<u>254,000円</u>	<u>(279,400円)</u>		

2 料金額

2-1-1 基本額

区 分		単 位	料 金 額
第 1 種	フレッツ	(略)	(略)
Arcstar			
Conferen			
cing テレ			
ビ会議サ			
ービス			

第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	(略)	(略)	(略)
第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

2-1-2 加算額

区 分				単 位	料 金 額
多地点利用 のもの	<u>Flex (高機能)</u>	<u>SD</u>	<u>利用料</u>	<u>1 同時接続あ たり 1 分まで ごとに</u>	<u>40円 (44円)</u>
		<u>HD</u>	<u>利用料</u>	<u>1 同時接続あ たり 1 分まで ごとに</u>	<u>60円 (66円)</u>
	<u>Flex(標準)</u>	<u>SD</u>	<u>利用料</u>	<u>1 同時接続あ たり 1 分まで ごとに</u>	<u>20円 (22円)</u>
		<u>HD</u>	<u>利用料</u>	<u>1 同時接続あ たり 1 分まで ごとに</u>	<u>30円 (33円)</u>
Light	<u>SD</u>	<u>利用料</u>	<u>同時接続でき る数 1 ごとに</u>	<u>16,000円 (17,600円)</u>	

第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	(略)	(略)	(略)
第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

2-1-2 加算額

区 分		単 位	料 金 額
多地点利用 のもの			
	Light		

				<u>月額</u>	
		HD	(略)	(略)	(略)
	Premium	(略)	(略)	(略)	(略)
	～				
	Premium				
	Ex				

2 地点利用のもの				(略)	(略)
-----------	--	--	--	-----	-----

備考

- 多拠点利用 ([SD Light](#)、HD Light及びHD Premium IIに限ります。)に係る同時接続の数は、当社が別に定める数を下限とします。
(注) 当社が別に定める多拠点利用 ([SD Light](#)、HD Light及びHD Premium IIに限ります。)に係る同時接続の数の下限は、5とします。
- (略)
- 多地点利用 (SD Premium(Entry)、[Light](#)、HD Premium II、HD Premium III、HD Premium IV及びHD Premium Exに限ります。)はメンテナンスにより使用できない時間があります。
- (略)

		HD	(略)	(略)	(略)
	Premium	(略)	(略)	(略)	(略)
	～				
	Premium				
	Ex				

2 地点利用のもの				(略)	(略)
-----------	--	--	--	-----	-----

備考

- 多拠点利用 (HD Light及びHD Premium IIに限ります。)に係る同時接続の数は、当社が別に定める数を下限とします。
(注) 当社が別に定める多拠点利用 (HD Light及びHD Premium IIに限ります。)に係る同時接続の数の下限は、5とします。
- (略)
- 多地点利用 (SD Premium(Entry)、HD Premium II、HD Premium III、HD Premium IV及びHD Premium Exに限ります。)はメンテナンスにより使用できない時間があります。
- (略)

2-2 付加機能使用料

区 分		単 位	料 金 額
ISDNゲートウェイサービス	別記8(3)に規定する電気通信サービスを利用して会議に参加可能とする機能	1 会議あたり 1 時間までごとに	4,000円 (4,400円)
備考			
<p>1. <u>ISDNゲートウェイサービス、当社の営業日（土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに年末年始（12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日）をいいます。以下この料金表において同じとします。）をいいます。以下この料金表において同じとします。）を除く日をいいます。以下この料金表において同じとします。）の午前8時から午後9時に提供します。土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始は、午前9時から午後5時に提供します。</u></p> <p>2. <u>当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（SD Premium、SD Premium Entry及びHD Premiumに限ります。）の利用に係る者に限ります。）に限り、ISDNゲートウェイサービスを提供します。</u></p>			
回線バンドル機能	(略)	(略)	(略)
Skype for Business 利用機能	<u>テレビ会議契約者が申し出たテレビ会議サービス以外のサービス（当社が別に定めるものに限ります。）からインターネットを介してテレビ会議サービスを利用することを可能とする機能</u>	—	—

2-2 付加機能使用料

区 分		単 位	料 金 額
回線バンドル機能	(略)	(略)	(略)

(注) 当社が別に定めるサービスは日本マイクロソフト株式会社が提供するSkype for Businessサービスとします。

備考

1. 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium II、HD Premium III及びHD Premium Exに限ります。）に限ります。）から、Skype for Businessサービスと接続して利用する旨の申出とともにSkype for Business利用機能の利用が請求された場合に限り提供します。
2. Skype for Business利用機能の利用を請求する者は、その請求に際しSkype for Businessに係る契約者（日本マイクロソフト株式会社のMicrosoft サービス規約に定めるSkype for Business契約の契約者をいいます。）の同意をあらかじめ取得するものとしします。
3. Skype for Business側の設定により通信ができない場合があります。
4. Skype for Businessからの接続方法や機能が制限される場合があります。
5. Skype for Businessの仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。

資料共有機能～ソフトウェアVPN接続機能（略）

（略）

（略）

資料共有機能～ソフトウェアVPN接続機能（略）

（略）

（略）

Outlookスケジュール連携機能

1 契約ごとに

20,000円

月額

(22,000円)

備考

当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium IIIに限ります。）の

利用に係る者に限り、かつ付加機能（ミーティングコンシェル機能に限りません。）
 の利用に係る者を除きます。）に限り、Outlookスケジュール連携機能を提供し
 ます。

第2 通信に関する料金

<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>料金額</u>	
<u>国内拠点か らの参加</u>	<u>音声会議</u>	<u>1 利用端末あたり</u>	<u>87円</u>	
		<u>3分までごとに</u>	<u>(95.7円)</u>	
	<u>128kb/sのもの</u>	<u>1 利用端末あたり</u>	<u>95円</u>	
		<u>3分までごとに</u>	<u>(104.5円)</u>	
	<u>高速接続</u>	<u>256kb/s の も</u>	<u>1 利用端末あたり</u>	<u>180円</u>
		<u>の</u>	<u>3分までごとに</u>	<u>(198円)</u>
		<u>384kb/s の も</u>	<u>1 利用端末あたり</u>	<u>245円</u>
		<u>の</u>	<u>3分までごとに</u>	<u>(269.5円)</u>
	<u>異速度混在</u>	<u>音声会議</u>	<u>1 利用端末あたり</u>	<u>107円</u>
			<u>3分までごとに</u>	<u>(117.7円)</u>
		<u>128kb/s の も</u>	<u>1 利用端末あたり</u>	<u>115円</u>
		<u>の</u>	<u>3分までごとに</u>	<u>(126.5円)</u>
	<u>256kb/s の も</u>	<u>1 利用端末あたり</u>	<u>230円</u>	
	<u>の</u>	<u>3分までごとに</u>	<u>(253円)</u>	
	<u>384kb/s の も</u>	<u>1 利用端末あたり</u>	<u>345円</u>	
	<u>の</u>	<u>3分までごとに</u>	<u>(379.5円)</u>	

第2 削除

海外・携帯電 話・PHS等で の参加	音声会議・128kb/sのもの		1 利用端末あたり	80円	
			3分までごとに	(88円)	
の参加	高速接続	256kb/s の も	1 利用端末あたり	150円	
		の	3分までごとに	(165円)	
	384kb/s の も	1 利用端末あたり	200円		
		3分までごとに	(220円)		
	異速度混在	音 声 会 議 ・	128kb/s の も	1 利用端末あたり	100円
			の	3分までごとに	(110円)
256kb/s の も		1 利用端末あたり	200円		
		3分までごとに	(220円)		
384kb/s の も	1 利用端末あたり	300円			
	3分までごとに	(330円)			

第3 (略)

第3 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用（略）

区 分	内 容
工事費の算定	<p>ア 第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係るもの</p> <p>交換機等工事費の他、施工した工事に係る工事について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。</p> <p>イ 第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係るもの</p> <p>（略）</p>

2 工事費の額

2-1 付加機能以外に係る工事費

区分	単位	工事費の額
交換機等工事費～遠隔作業費（略）	（略）	（略）
<u>イーサアクセス設置・設定費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>110,000円</u> <u>(121,000円)</u>
モニタ・ラック設置/撤去費	（略）	（略）

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用（略）

区 分	内 容
工事費の算定	<p>ア 第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、<u>第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（PremiumⅢに係るものに限ります。）</u>に係るもの</p> <p>交換機等工事費の他、施工した工事に係る工事について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。</p> <p>イ 第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス <u>（PremiumⅣに係るものに限ります。）</u>に係るもの</p> <p>（略）</p>

2 工事費の額

2-1 付加機能以外に係る工事費

区分	単位	工事費の額
交換機等工事費～遠隔作業費（略）	（略）	（略）
モニタ・ラック設置/撤去費	（略）	（略）

～会議室追加・変更工事費（略）			
<u>カスタマコントロール機能設定費</u>		<u>1の工事ごと</u> に	<u>30,000円</u> <u>(33,000円)</u>
<u>会議スケジューリング機能設定費</u>		<u>1の工事ごと</u> に	<u>30,000円</u> <u>(33,000円)</u>
多地点利用設定費	<u>Flex従量制</u>	<u>1の工事ごと</u> に	<u>1,000円</u> <u>(1,100円)</u>
	HD <u>SD</u> Light	1の工事ごと に	350,000円 (385,000円)
第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス工事費～ 第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス工事費（略）		（略）	（略）
第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス工事費	利用の開始に関する工事の場合	（略）	（略）
	変更に関する工事の場合	（略）	（略）
回線バンドル工事費（工事調整有）～回線バンドル通線確認費（略）		（略）	（略）
上記以外の工事		（略）	（略）

～会議室追加・変更工事費（略）			
多地点利用設定費			
	HD Light	1の工事ごと に	350,000円 (385,000円)
第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス工事費～ 第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス工事費（略）		（略）	（略）
第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（ <u>PremiumIVに係るものに限ります。</u> ）工事費	利用の開始に関する工事の場合	（略）	（略）
	変更に関する工事の場合	（略）	（略）
回線バンドル工事費（工事調整有）～回線バンドル通線確認費（略）		（略）	（略）
<u>認証基盤工事費</u>		<u>1の工事ごと</u> に	<u>5,000円</u> <u>(5,500円)</u>
上記以外の工事		（略）	（略）

備考（略）

2-2 付加機能に係る工事費

区分	単位	工事費の額
ア <u>イ</u> 、ウ、エ、オ及びカ以外の工事	1の契約ごと に	30,000円 (33,000円)
<u>イ Skype for Business 利用機能の利用に係る Skype for Businessのドメインを追加して設定 する工事費</u>	<u>追加するドメ インの数 1ご とに</u>	<u>3,000円 (3,300円)</u>
ウ ～ カ（略）	（略）	（略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第2（略）

第3 運用サポートに関する料金

1 適用（略）

2 料金額

区 分	単 位	料 金
ディレクターサービス	（略）	（略）
時間外サポートサービス	（略）	（略）

備考（略）

2-2 付加機能に係る工事費

区分	単位	工事費の額
ア、ウ、エ、オ及びカ以外の工事	1の契約ごと に	30,000円 (33,000円)
イ <u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
ウ ～ カ（略）	（略）	（略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第2（略）

第3 運用サポートに関する料金

1 適用（略）

2 料金額

区 分	単 位	料 金
ディレクターサービス	（略）	（略）
時間外サポートサービス	（略）	（略）

アドレス帳修正サービス	(略)	(略)	(略)
備考			
1. (略)			
2. (略)			
3. ディレクターサービスの提供は当社の営業日の午前8時から午後7時までの時間に行うものとします。 <u>当社の営業日の午後7時から午後9時並びに</u> 土曜日、日曜日及び祝日の午前9時から午後5時については、本表に規定する料金の1.6を乗じた額を支払うことを条件に、その申出を承諾することがあります。			
4. (略)			
5. アドレス帳修正サービスの提供は当社の営業日の <u>午前8時から午後9時並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時から午後5時の時間</u> に行うものとします。			

第4 (略)

第5 利用状況確認サービスに関する料金

1 適用 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金
インターネットを介して参照可能とするもの	(略)	(略)
<u>上記以外のもの</u>	<u>1対1の接続についての情報</u>	<u>1の契約ごとに月</u>
		<u>2,000円</u>

アドレス帳修正サービス	(略)	(略)	(略)
備考			
1. (略)			
2. (略)			
3. ディレクターサービスの提供は当社の営業日の午前8時から午後9時までの時間に行うものとします。土曜日、日曜日及び祝日の午前9時から午後5時については、本表に規定する料金の1.6を乗じた額を支払うことを条件に、その申出を承諾することがあります。			
4. (略)			
5. アドレス帳修正サービスの提供は当社の営業日の <u>午前9時から午後5時までの時間</u> に行うものとします。 <u>当社の営業日の午後5時から午後9時並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時から午後5時</u> については、本表に規定する料金の1.6を乗じた額を支払うことを条件に、その申出を承諾することがあります。			

第4 (略)

第5 利用状況確認サービスに関する料金

1 適用 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金
インターネットを介して参照可能とするもの	(略)	(略)

の	<u>報を参照可能とするもの</u>	<u>額</u>	<u>(2,200円)</u>
	<u>多地点との接続について情</u>	<u>1の契約ごとに月</u>	<u>2,000円</u>
	<u>報を参照可能とするもの</u>	<u>額</u>	<u>(2,200円)</u>

3 工事費 (略)

3 工事費 (略)

附 則 (令和3年12月20日 A P S 1 第00861049号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年12月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。